

常滑武豊衛生組合特別職の職員で常勤の者の 給与及び旅費に関する条例

昭和37年10月22日
条例第12号

改正

昭和43年 3月 5日条例第6号	昭和45年 3月 4日条例第2号
昭和47年12月 8日条例第3号	昭和50年 6月 9日条例第4号
昭和52年 1月 26日条例第3号	昭和52年 3月 7日条例第6号
昭和55年 7月 1日条例第2号	昭和59年10月13日条例第3号
昭和60年 2月 27日条例第2号	昭和60年 6月 3日条例第4号
昭和61年 9月 29日条例第3号	昭和63年 2月 26日条例第1号
平成 2年 2月 28日条例第1号	平成 3年 2月 26日条例第2号
平成 4年 3月 27日条例第1号	平成 6年 3月 1日条例第1号
平成 8年 3月 1日条例第1号	平成 9年 2月 26日条例第2号
平成10年 3月 4日条例第1号	平成11年 2月 26日条例第1号
平成15年 5月 28日条例第2号	平成19年 3月 1日条例第1号
平成24年12月19日条例第5号	

(趣旨及び適用範囲)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条の規定に基づき、次に掲げる特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費について必要事項を定めるものとする。

(1) 管理者

(2) 副管理者

(給与の種類及び額)

第2条 前条各号に規定する職員（以下「管理者等」という。）の給与は、給料のみとし、その額は年額40,200円とする。

(給料の支給方法)

第3条 新たに管理者等になった者には、その日から給料を支給し、任期満了、辞職等によりその職を離れたときは、その日まで給料を支給する。

2 給料は、毎年度その末日に支給する。

(旅費)

第4条 管理者等が公務のため旅行した場合には、旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表のとおりとする。ただし、愛知県内の旅行又は愛知県外旅行で宿泊を伴わないものにおける日当は、支給しない。

3 前項に定めるもののほか、管理者等に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

(委任)

第5条 この条例の実施について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和37年9月11日から適用する。

附 則（昭和43年3月5日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年3月4日条例第2号）

この条例は、公布に日から施行する。

附 則（昭和47年12月8日条例第3号）

この条例は、昭和48年1月1日から施行する。

附 則（昭和50年6月9日条例第4号）

1、この条例は、公布の日から施行する。

2、改正後の条例第4条第2項の規定は、この条例の施行日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和52年1月26日条例第3号）

この条例は、昭和52年2月1日から施行する。ただし、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和52年3月7日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則（昭和55年7月1日条例第2号）

この条例は、昭和55年7月1日から施行し、同日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和59年10月13日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年6月22日から適用する。

附 則（昭和60年2月27日条例第2号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年6月3日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年9月29日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年2月26日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則（平成2年2月28日条例第1号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月26日条例第2号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月27日条例第1号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月1日条例第1号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月1日条例第1号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年2月26日条例第2号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月4日条例第1号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年2月26日条例第1号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成15年5月28日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成19年3月1日条例第1号）
(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例による

付 則（平成24年12月19日条例第5号）
(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の常滑武豊衛生組合特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

1 内国旅行					
鉄道賃及び 船賃	航空賃	車 賃	日 当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
管 理 者	円 実費	円 実費	円 2, 600	円 14, 000	円 2, 600
副管理者					
2 外国旅行					
国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定に準じて管理者が定める額					